

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	1期	入試方式	AO・学内AO入学試験
分野	会計		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	本試験は、パツィオロの簿記書とリトルトンの会計観を通じて、受験者が会計を歴史的・学問的に理解できているかを評価することを目的としている。重要なのは、文献に示された時代背景を読み取り、自らの考えを論理的に展開する力である。 問1は、本文の描写からパツィオロの簿記書の成立時期を推論させる問題である。「錬金術が化学の一部」「生物学が誤りだらけ」「医学が未発達」といった記述から、ルネサンス期・15世紀末という時代を導き出せるかを問う。 問2では、パツィオロの著作が四世紀にわたり模倣され続けた理由を考察させる。会計原理の完成度と普遍性、印刷術の普及、商業社会の拡大といった歴史的条件を踏まえ、自分の視点を加えて説明できるかが評価される。 問3は、同時代の自然科学の未成熟さを説明する問題である。中世には天動説が依然として主流であり、自然界の理解が大きく誤っていた。こうした知的水準の中で、会計はすでに合理的で体系的な枠組みを確立していた点を理解させる意図がある。 問4は、リトルトンが会計を「学問と呼ぶにふさわしい」と主張する理由を読み取らせる。簿記原理が早期に整備され、時代の思い込みに左右されにくい普遍性を保ち、自然科学に匹敵する体系性を備えていた点を説明できるかが重要である。 問5の「初期ハーバード大学の学者の手に成つたもの」は、自然科学が近代になってようやく学問として体系化されたことを象徴する表現であり、中世に成立した簿記体系との対比を理解できるかが問われる。 問6では、受験者自身が本文全体を踏まえて会計をどのように位置づけるかを総合的に述べる力が求められる。		

解答又は解答例

本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。

解答例 配点例

1. パツィオロの簿記書とは、いつ頃の本だと思いますか、その理由も述べてください。

解答:10点
パツィオロの簿記書『計算および記録の詳論(Particularis de Computis et Scripturis)』は、15世紀末(1494年)頃の本だと考えられます。
その理由として、本文に「この書が世に現れた当時はまだ錬金術などが化学の一部とされていた時代」とあるように、近代科学がまだ確立されていない中世末期であったこと、また「その後百五十年にわたって影響を与えた」とされている点からも、1500年頃に発行されたと推定されます。

2. パツィオロの簿記書が四世紀にわたって影響を与えることができたのはどのような理由によるかを、あなた自身の考えも交えて述べてください。

解答:20点
パツィオロの簿記書『計算および記録の詳論』が四世紀もの長きにわたって影響を与えたのは、第一に、その理論的完成度と体系性の高さにあります。文中には「簿記の真随が立派に採りこまれていた」とあるように、複式簿記の原理を明快に示し、実務と論理を結びつける枠組みを初めて文献として確立した点が大きいといえます。

さらに重要なのは、この簿記書が出されたのが産業革命以前の時代であり、社会や技術の変化が非常にゆっくり進んでいたという歴史的背景です。このような時代には、一度確立された制度や知識体系が長く有効であり続けやすく、パツィオロの体系が更新されずに模倣されるだけの状態が何世紀も続いたのです。

文中でも「焼き直し」や「写し書き」と表現されるように、多くの後続の簿記書は内容面での革新を伴っておらず、パツィオロの影響をそのまま引きずっていたことがわかります。形式だけが踏襲され、本質が見失われていた例も少なくなかったようです。

私自身の考えとしては、パツィオロの書がこれほど長く影響を保ちえたのは、その内容が優れていただけでなく、社会が急激に変化しない時代にあって、複式簿記という制度そのものが「完成形」に近い普遍性を持っていたからだと思います。そのため、新しい社会や経済の要求にさらされることも少なく、彼の提示した形がそのまま使われ続けたのではないのでしょうか。

3. パツィオロが生きた時代、化学や生物学や医学はどのような状態であったか述べて下さい。

解答:10点
パツィオロの時代には、化学は錬金術と混同されており、真の科学としては成立していませんでした。また、生物学も「まるで間違いだらけ」であり、現代のような体系的な知識は確立されていなかったことが示唆されています。さらに、「医学と医者とは今日以上に同視されていた時代」とあるように、医学の信頼性も低く、迷信や誤解に基づく医療が行われていたことが推察されます。

4. リトルトン、会計を学問と呼ぶにふさわしいとしています。その理由をこの文書を参照しながら述べてください。

解答:20点
この文書では、パツィオロの簿記が「すでに真随が採りこまれていた」と述べられており、他の当時の学問(化学・生物学・医学)に比べて優れていたとされています。さらに、自然科学は簿記(会計)を学問として認めようとしなかった態度を「尊大なる自然科学」と皮肉を込めて批判しており、それに対し会計は「中世においてすでに体系化された知的営みである」と強調されています。

このような内容をふまえると、リトルトンが会計を学問と認めたのは、その体系性、歴史的先進性、そして社会的必要性に裏打ちされた知的体系であったからといえます。

5. 「初期ハーバード大学の学者の手に成つたもの」とはどのようなものだと思うか、述べてください。

参考:20点

この後の文章とは次の様なモノです。

Charles Morton はパツィオロと同様に著名な教師であり牧師であるが、パツィオロが複式簿記を書いた時より二百年ほど後に、イギリスからハーバード大学に招聘された人である。彼はハーバードでは、教授ではなかったが副総長の地位にいた人であり、その科学に関する著書は大学で教科書として用いられたのである。ところで、彼の著書には鳥の移棲を論明し、鳥は秋になると二十万哩離れた月へ二ヶ月の旅をへて飛ぶと述べており、また、地震の原因を説明して、「地震は地下の風の攪乱と突発によるふさがりが地殻の震動をひきおこすことにほかならない」と述べている。また或る時、Mortonが専門の証人として法廷に出たことがあつたが、相手の弁護士は彼の物識りぶりをからかうようにいつた。「貴下は地球の内臓でなにが起つているかを知っているつていうのかね」と。すると彼は答えていった。「私は地球に内臓のあることを知らない」と。

6. この文書を通じて、あなたは会計をどのように位置づけるようになったか述べて下さい。

解答:20点

この文書を通じて、私は会計を単なる実務技術ではなく、人間社会に秩序と責任をもたらす知的な制度であり、十分に学問たりうる分野として位置づけるようになりました。特に印象的だったのは、自然科学がまだ迷信や誤解にとらわれていた時代に、会計がすでに論理と形式を確立していたという点です。

会計は数字を扱う以上に、信頼・継承・判断という社会的機能を支える道具であり、それゆえにこそ何世紀にもわたり模倣・継承されてきたのだと思います。今後、会計を学ぶ際には、「実務」だけでなく「制度や思想の側面」からも目を向けていきたいと感じました。

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	1期	入試方式	AO・学内AO入学試験
分野	会計		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	1. 貸借対照表の資産および負債の科目の記載の配列は流動性配列法によるものと財務諸表規則で定められている。貸借対照表の借方が資金の運用状況、貸方は資金の調達源泉であるとの問題文をヒントに、財務諸表報告制度による企業の利害関係者に流動性配列法が求められている趣旨を説明する能力を見る。 2. 流動性配列法により流動資産・固定資産、流動負債、固定負債が区分される基準が複数あり、それが利害関係者にどのような情報価値を持つかを説明する能力を見る。		
解答又は解答例	本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。 ----- 回答point 問題1： 【ある程度の会計知識がある者に望む回答】 ・財務諸表利用者は貸借対照表を分析することで組織の安全性分析を行う。 ・安全性分析には資産および負債の流動・固定分類が前提となっている。 ・財務分析指標：流動比率、固定比率、負債比率、自己資本比率 【会計初学者に望む回答】 貸借対照表を利用して企業の財政状態を把握する際に、流動資産は短期に資金として回収できる資産を示し、流動負債は短期に支払・決済する義務のある負債を示している。 問題2 【ある程度の会計知識がある者に望む回答】 1年基準（ワンイヤールール）：前払費用、前渡金、借入金、未払費用、前受金、前受収益 正常営業循環基準：売掛金、買掛金、商品、製品、販売用不動産、有価証券 固定資産：投資その他の資産：複数期間にわたり保有する資産 固定負債：複数期間にわたり保有する負債 【会計初学者に望む回答】 流動資産 即日換金が可能なもの（現金、預金） 通常の売買取引に基づく債権債務（売掛金・買掛金） 販売目的の資産（有価証券、商品、製品、販売用不動産） 固定資産 前払費用等で契約の期限が1年以内に期限が到来する資産 有価証券と投資有価証券のように保有目的でかわる。		

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	1期	入試方式	AO・学内AO入学試験
分野	法律(税法・会社法・その他関連法)		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	会計専門職大学院での学修・研究に必要とされる、所得税法における基礎的かつ重要な事項である所得区分の判断基準等について、基本的な知識の有無やその内容について論理的で一貫した文章で解答を作成できるか否かを問うもの。		
	本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。 ----- (解答・採点のポイント) ○ 解答例を参照。 ○ 解答例のような内容に限らず、所得区分上の具体的な問題点について、自ら有する知識の範囲内で、論理的で誤りがなく一貫した文章を作成できていれば合格とする。深い専門的知識やその正確性は求めない。 ○ また、関連するトピック等を記述している部分についても、正しく論じていれば加点の対象とする。 【解答例】(佐藤英明『スタンダード所得税法〔4版〕』(弘文堂、2024)211-214頁の記述を参照して作成。) 事業所得との区別の対象として、最もやっかいなのは、雑所得です。雑所得は他のどの所得類型にも属さない所得であり、この中には、事業所得と同様に、役務の提供の対価や資産の譲渡の対価などが含まれます。そのため、事業所得と雑所得との区別は、まさに、その所得の発生の原因となった経済活動が「社会通念上事業といえるか」という判断基準そのものによってなされることになります。そこでは、会社取締役商品先物取引事件判決(名古屋地判昭60.4.26)が示していたように、実にさまざまな要素を「総合考慮」して判断がされるわけです。 したがって、裁判例における判断は、それぞれの事件の個別具体的な事情にもとづいて行なわれており、なかなか単純な判断基準を見いだすことはできません。たとえば、読者のみなさんの中には、経済取引の規模が大きければ事業にあたる、と考えている人も多いと思いますが、必ずしもそうではありません。取引が6年間にわたって行なわれ、毎年の取引回数も年間約200回超から700回弱におよんでいた会社取締役商品先物取引事件では、この先物取引は事業とは判断されませんでした。ほかにも、貸付金の額が、1件あたり数千万円から多いものでは49億円におよんでいた事案で、金銭貸付けが事業ではないとされた例があります(大阪地判昭59.3.28)。 また、事業場などの物的施設や従業員などの人的施設があれば事業であるという判断をしやすいことは当然です(これらの要素を判断基準としてあげる例として、参照、会社取締役商品先物取引事件、東京地判昭46.2.25)。しかし、事業といえるためには特にそのような施設等が必要ではないとして、特別な事業場などがない事案について、争われた経済活動から事業所得が得られると判断した事例もあります(名古屋高金沢支判昭43.2.28、高松市塩田宅地分譲事件(高松地判昭48.6.28)、静岡地判昭50.10.28)。このように、裁判例においても、事業所得と雑所得との区別は、きわめて微妙な判断になっていることが見て取れます。 しかし、そうはいつでも、事業所得と雑所得との区別において、裁判例において、しばしば重視されていると考えられる要素―しかも、他の所得類型との区別ではあまり問題にならない要素―が1つあります。それは、その「経済的行為をなすことにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」の有無、すなわち、所得発生の安定性です。ざっくり言ってしまうと、「ある経済的活動から得られる所得で人が暮らしていけるものは『事業』だが、生計のための本業の		

解答又は解答例

ほかに片手間で行なわれている経済的活動は事業ではない」というわけです。

この考慮要素が事業所得と雑所得との区別において重視されるのは、ある所得がこれらのうちどちらに分類されるかで生じる実益と大きな関係があります。事業所得も雑所得も、原則的な所得計算方法は同じで、どちらも総収入金額から必要経費を差し引いて所得の金額を計算します(所得税法 § 27 Ⅱ、37 Ⅱ②)。総収入金額や必要経費に関する個別規定においてはこの2つにさまざまな違いがありますが、そのほかにさらに問題となるのは、損失が発生した場合の扱いです。

たとえば給与所得を得ている人が、別の経済活動を行なって損失が生じた場合、それが事業所得を生じさせる経済活動であればその損失は総所得金額の計算上、給与所得から差し引けますが、雑所得を生じさせる経済活動であれば、その損失は無視されます(所得税法 § 69I)。このため、ある経済活動から事業所得が発生するか雑所得が発生するかが争われる裁判例において、真の争点は、そこから得られた所得への課税方法ではなく、生じた損失の扱いである場合が多いのです。

事実、事業所得と雑所得との区別に関する裁判例として引用される例の多くは、納税者に損失が生じている事例です(商品先物取引につき、会社取締役商品先物取引事件、福岡高判昭54.7.17、神戸地判平4.10.28。貸金取引につき、東京地判昭46.2.25、大阪地判昭59.3.28)。このような場合には、納税者には暮らしを立てていくことができる別の所得(例、会社役員としての給与所得)があり、それに加えて行なった経済取引から生じた損失を、他の所得から差し引けるかどうか、真の争点になるわけです。そして、これらの裁判例においては、裁判所は、そういう本業のほかに行なう経済活動は、いわば「片手間」で行なわれているものであって事業所得を発生させる「事業」とはいえない、と判断する傾向が強いといえます。

このような判断を行なうにあたっては、とりわけ商品先物のような取引の投機性が強いことがしばしば指摘されます。いつ大損するか分からないような取引からは安定した収益は得られにくい、というわけです。しかし、もちろん、商品先物取引などの投機性の強い経済的活動が、常に「事業」ではないというわけではありません。ただし、裁判例において商品先物取引から事業所得が発生するとされたのは、納税者に従業員として10年以上の取引経験があり、さらに、勤務先退職後は、「仕事の大半を生糸等の商品先物取引に充て、その収入によって生計を賄い、かつ資産の増加をはかってきたもの」(静岡地判昭50.10.28) というような事例であり、相当な量の労力を投入して専門的に先物取引を行なう、いわば本業と考えられる態様であって、かつ、それによって、おおむねいつもプラスの所得を得て生活を立てている、と評価される事例であることに注意してください(さらに言えば、この静岡地判は、事業所得と雑所得の区分そのものが争われた事例ではありません)。

なお、事業は儲けるために行う経済活動ですが、そのような経済活動のすべてがもくろみどおり儲かるとは限りません。しかし、結果として儲かったかどうかということは、事業かどうかの判断基準ではありません。事業に当たるか否かは、あくまでも、その経済活動の「やり方(態様)」によって判断されるべきものです。この場面では、さまざまな考慮要素の中で、特に「本業といえるか」すなわち、その経済活動に投入される肉体的・精神的労力の程度の大小を重視しつつ、物的設備の有無などを考慮しつつ判断することになります。

以上

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	1期	入試方式	AO・学内AO入学試験
分野	ファイナンス、その他(時事問題)		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	人によって、考えが異なるテーマを出題した。本学の受験者であるビジネスパーソンにとって、身近なテーマとし,解答しやすいテーマとした。		
解答又は解答例	本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。 ----- 採点基準 各人の考え方を問うものであるため正解はない。専門知識を問うものではない 自分の考えを他人に文章で伝える力をみる ・回答者の考えが論理的に記述されていると加点 ・3問合計して2ページにわたると加点 ・具体的な事例があると加点 ・箇条書きで記述されていると加点 ・誤字脱字が多く読みにくいと減点 ・3問すべて回答されていないと減点		